

日本アンチ・ドーピング規程

(財)日本アンチ・ドーピング機構

2004年12月28日

Version 6.2

目 次

概説

1	第1条	規程の適用	5
2	第2条	規程違反	5
3	第3条	ドーピングの証拠	7
4	第4条	「禁止リスト (Prohibited List)」	8
5	第5条	「検査 (Testing)」	9
6	第6条	「検体 (Sample / Specimen)」の分析	11
7	第7条	結果管理	12
8	第8条	懲罰手続き	21
9	第9条	個人結果の自動的「失効 (Disqualification)」	24
10	第10条	個人に対する制裁処置	24
11	第11条	チーム競技に対する処置	32
12	第12条	「国内競技団体 (National Sports Federation)」に対する制裁措置	32
13	第13条	上訴	32
14	第14条	報告	34
15	第15条	「情報公開 (Publicly Disclose)」	35
16	第16条	決定の相互認定	35
17	第17条	修正条項と解釈	35
18	第18条	情報と通知	36
19	第19条	施行、有効性、統治法	36

定義

序 論

序文

財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency 以下 JADA）は、2003年8月28日、世界アンチ・ドーピング規程（以下 世界規程）を承認し、国内におけるドーピングを根絶するため世界規程に沿い、2004年8月12日、日本アンチ・ドーピング規程を策定した。

「競技者（Athlete）」は、「競技（Competition）」の規則と同様、本規定を参加条件として承認することが求められる。世界規定および本規程で述べられている方針及び最低基準は、公平な「競技（Competition）」に関心を持つ関係者の幅広い総意を表しており、全ての法廷、及び判決を下す団体により尊重されるべきである。

世界規程及び日本アンチ・ドーピング規程の基本原則

アンチ・ドーピング・プログラムの目標は、スポーツ固有の価値観を保全することである。この固有の価値観は、「スポーツ精神（the spirit of sport）」と呼ばれることが多く、オリンピック精神（Olympism）の核心部分であり、真の「競技（Competition）」の在り方を示したものである。スポーツ精神は、人間の心身両面を賛美するものであり、その特徴としては以下の価値観が挙げられる。

倫理観、フェアプレーと誠意

健康

優れた競技能力

人格と教育

楽しみと喜び

チームワーク

献身と真摯な取り組み

規則・法令を尊重する姿勢

自分自身と他の「参加者（Participant）」を尊重する姿勢

勇気

共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に背反するものである。

国内アンチ・ドーピング・プログラム

JADA は、わが国におけるアンチ・ドーピング活動の統括組織として、以下に述べる権限と責任を持つ：

「ドーピング・コントロール（Doping Control）」における計画、調整、実施、監督、及び改善指示；

JADA 加盟団体（以下 「加盟団体」）及びその他「アンチ・ドーピング機関（Anti-Doping Organization）」との協力；
各国の「国内アンチ・ドーピング機関（National Anti-Doping Organization）」間における相互的な「検査（Testing）」の推進；
アンチ・ドーピング研究の促進；
情報及び教育プログラムの計画、実施、監督。

そのため、JADA は、「日本アンチ・ドーピング規律パネル（Japan Anti-Doping Disciplinary Panel）」及び「日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency）」からは独立している。

日本アンチ・ドーピング規程

本規程は、競技規則と同様、「競技（Competition）」をする上での条件である。「参加者（Participant）」は、本規程を参加条件として承認しなければならない。

領域

本規程は、JADA、「加盟団体」、「加盟団体」登録者、関連大会およびその「参加者（Participant）」ならびにその支援者に適用される。「加盟団体」の登録者ではないが、JADA「登録検査対象リスト（Registered Testing Pool）」に含まれる条件を備えている「人（Person）」は、遅くとも関連の国際競技会又は「国内競技大会（National Event）」の参加 12 ヶ月前には当該「加盟団体」に登録し、「検査（Testing）」を受ける条件を整えなければならない。

本規程は、JADA および「加盟団体」が持つ管轄権内の全「ドーピング・コントロール（Doping Control）」に適用する。

第1条 規程の適用

1.1 「加盟団体」への適用

- 1.1.1 「加盟団体」は、本規程を受諾し、直接あるいは引用により当該団体の規則に導入するものとする。これにより、本規程は当該「競技 (Competition)」において遵守すべき規則とみなされる。
- 1.1.2 「競技者 (Athlete)」は、本規程を受諾することが当該競技団体への登録条件となる。
- 1.1.3 本規程の批准および実施は、国および JADA による支援あるいは他の公的支援を受ける条件とする。
- 1.1.4 「加盟団体」は、本規程を受諾することにより、「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」の決定を受け入れることを承諾する。

第2条 アンチ・ドーピング規程違反

ドーピングとは、本規程の第 2.1 項から第 2.8 項に定められた一つあるいは複数の規程違反が発生することをいう。以下の状態又は行為が本規程違反を構成する：

2.1 「競技者 (Athlete)」の生体からの「検体 (Sample / Specimen)」に、「禁止物質 (Prohibited Substance)」、あるいはその「代謝物 (Metabolite)」又は「マーカー (Marker)」が存在すること。

- 2.1.1 「禁止物質 (Prohibited Substance)」が体内に入らないようにすることは、各「競技者 (Athlete)」が自ら取り組まなければならない責務である。自己の生体からの「検体 (Sample / Specimen)」に「禁止物質 (Prohibited Substance)」、その「代謝物 (Metabolite)」又は「マーカー (Marker)」の存在が確認された場合、その「競技者 (Athlete)」が責任を負う。従って、第 2.1 項にいう本規程違反を立証する場合、「競技者 (Athlete)」側の意図、過失、不注意又は故意の「使用 (Use)」の存在を示す必要はない。
- 2.1.2 「禁止リスト (Prohibited List)」に量的上限値が明記されている物質を除き、「競技者 (Athlete)」の「検体 (Sample / Specimen)」から「禁止物質 (Prohibited Substance)」、あるいは「代謝物 (Metabolite)」又は「マーカー (Marker)」が検出された場合、その量の多少に関わらず、規程違反が成立する。
- 2.1.3 第 2.1 項に示された一般原則の例外として、「禁止リスト (Prohibited List)」には、内因性の「禁止物質 (Prohibited Substance)」の評価に関して特別の基準を定めることができる。

2.2 「禁止物質(Prohibited Substance)」・「禁止方法(Prohibited Method)」を「使用 (Use)」すること、又は「使用 (Use)」を「企て (Attempt)」すること

2.2.1 「禁止物質(Prohibited Substance)」又は「禁止方法(Prohibited Method)」の「使用 (Use)」の成否は、重要ではない。規程違反は、「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を「使用 (Use)」したこと、又は「使用 (Use)」を「企て (Attempt)」したことにより成立する。

2.3 本規程で定められた形で通知を受けた後に、「検体(Sample / Specimen)」採取を受けない、もしくは正当な理由なく「検体 (Sample / Specimen)」採取を拒否すること、又はその他の手段で「検体 (Sample / Specimen)」採取を回避すること。

2.4 第 5.4 項(「競技者 (Athlete)」の居場所情報義務)に定められている必要な居場所情報の提供を怠ることを含め、「競技外(Out-of-Competition)」検査における「競技者 (Athlete)」に関する義務違反を行う、あるいは、合理的な規則に基づいて通達された「検査 (Testing)」に現れないこと。

2.5 「ドーピング・コントロール (Doping Control)」の一部を「改ざん (Tampering)」する、又は「改ざん (Tampering)」を「企て (Attempt)」すること。

2.6 「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」を「所持 (Possession)」すること。

2.6.1 時期又は場所を問わず、「競技外 (Out-of-Competition)」検査において「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を「競技者 (Athlete)」が「所持 (Possession)」すること。ただし、第 4.4 項(治療目的使用の適用措置)などに正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が付与されており、「所持 (Possession)」の態様が当該適用措置に基づいている旨を「競技者 (Athlete)」が立証した場合は、この限りではない。

2.6.2 「競技者 (Athlete)」、 「競技大会 (Event)」、 又はトレーニングに関係する「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」が、「競技外 (Out-of-Competition)」検査において禁止された「禁

止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を「所持 (Possession)」すること。ただし、第 4.4 項 (治療目的の使用) などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が「競技者 (Athlete)」に対して付与されており、「所持 (Possession)」の態様が当該適用措置に基づいている旨を「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」が立証した場合は、この限りではない。

- 2.7 「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の「不法取引 (Trafficking)」を実行すること。
- 2.8 「競技者 (Athlete)」に対して「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を投与・使用すること、又は投与・使用を「企て (Attempt)」ること、本規程違反を伴う形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、又はこれらを「企て (Attempt)」る行為があること。

第3条 ドーピングの証拠

3.1 挙証責任及び証拠基準

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実関係は、自認をはじめとする、確かな証拠に基づき立証されなければならない。ドーピング事例においては、下記の証拠原則が適用される。

- 3.1.1 本規程違反を立証する責任は、ドーピング・コントロール実施組織が負うものとする。証拠基準は、ドーピング・コントロール実施組織が聴聞に際して主張の重大性を納得できる程度に本規程違反を立証できたか否かを基準とする。この証拠基準の内容は、単に可能性を推量する程度では不十分であるが、「合理的疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。
- 3.1.2 一方、本規程では、規程違反に反論し、あるいはそのために関連する事実や状況証拠を確定する時、その挙証責任は違反の疑われた「競技者 (Athlete)」あるいは「競技者 (Athlete)」側が負うものとする。この場合可能性の比較衡量を証拠基準とする。

3.2 事実関係及び推定事項の立証方法

- 3.2.1 WADA 認定の分析機関では、分析に関する「国際基準 (International Standard)」に基づいて「検体 (Sample /

Specimen)」の分析及び管理を実施しているものと推定される。

「競技者(Athlete)」側は、「国際基準(International Standard)」に反することを立証することにより上記の推定に反論できる。

「競技者(Athlete)」が「国際基準(International Standard)」からの乖離を立証し、上記の推定に反論した場合、ドーピング・コントロール実施組織は、「違反が疑われる分析結果(Adverse Analytical Finding)」の原因がその乖離ではないことを立証する責任を負う。

- 3.2.2 検査に関する「国際基準(International Standard)」からの乖離があっても、「違反が疑われる分析結果(Adverse Analytical Finding)」あるいはその他の本規程違反の原因となっていない場合、当該結果は無効にならない。「国際基準(International Standard)」からの乖離が「検査(Testing)」期間中に発生した旨を「競技者(Athlete)」が立証した場合、ドーピング・コントロール実施組織は、「違反が疑われる分析結果(Adverse Analytical Finding)」又は本規程違反の根拠となった事実関係が当該乖離に起因していない旨を立証する責任を負う。

第4条 「禁止リスト(Prohibited List)」

4.1 「禁止リスト(Prohibited List)」の適用

本規程では、「禁止リスト(Prohibited List)」としてWADAによる最新の「禁止リスト(Prohibited List)」を適用し、「加盟団体」はこれを受諾しているものとみなす。

4.2 「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」(以下「TUE」)

4.2.1 本規程では、WADAによるTUEプロセスを適用し、「加盟団体」はこれを受託しているものとみなす。

4.2.2 本規程が適用される「競技者(Athlete)」が、「禁止リスト(Prohibited List)」にある物質/方法を使用する場合は、JADAあるいは国際競技団体あるいは他の当該国際組織からTUEを得るものとする。「競技者(Athlete)」が「禁止リスト(Prohibited List)」にある物質/方法を使用が必要となった場合はただちに、TUEの申請を行うものとする。TUEは、全ての試合に先立って獲得するものとする。

4.2.3 本規程が適用される「競技者(Athlete)」/「加盟団体」は、国際競技連盟あるいは関連国際組織へTUEの申請を行った場合は、

ただちに JADA に報告するものとし、関連情報および資料を JADA に提供するものとする。

4.3 「国際レベル競技者 (International-Level Athlete)」と「国内レベル競技者 (National-Level Athlete)」

「国際レベル競技者 (International-Level Athlete)」及び国際競技会に出場する競技者は国際競技団体あるいは当該国際組織より、「国内レベル競技者 (National-Level Athlete)」は JADA より TUE を得るものとする。

4.4 「治療目的使用の適用措置委員会」(以下 TUEC)

TUEC は JADA によって指名された委員で構成される。原則として、委員は自らが関連する競技団体の審査にはかかわらないものとする。

4.5 TUE の検閲

4.5.1 WADA は、「競技者 (Athlete)」からの要請又は自発的に、JADA による TUE の付与又は却下を検閲することができる。

4.5.2 検閲手続きが完了するまでは、既存の判定結果が有効となる。

4.5.3 WADA が、当該付与又は却下を、その時点で効力を持つ TUE「国際基準 (International Standard)」に準じていないと判断した場合、WADA は当該判定を取り消すことができ、TUE は失効する。

第5条 「検査 (Testing)」

5.1 「検査に関する国際基準」(以下 検査基準)

本規程は、WADA による最新の検査基準を適用する。JADA および「加盟団体」は、検査基準を受諾しているものとみなす。

5.2 「加盟団体」登録の全ての「競技者 (Athlete)」は、本規程に定める「競技会 (In-competition)」および「競技外 (Out-of-Competition)」「検査 (Testing)」を受けるものとする。「検査 (Testing)」には、「焦点を絞った検査 (Target Testing)」を含むものとする。

5.3 居場所情報

5.3.1 JADA は、「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」を定めるものとする。「加盟団体」は、本リスト作成に協力するものとする。

- 5.3.2 JADA は、「競技者 (Athlete)」が「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に含まれていることを伝える。「競技者 (Athlete)」は、その居場所情報を JADA に提供するものとし、常に最新の情報を提出するものとする。
- 5.3.3 「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に含まれている「競技者 (Athlete)」が、居場所情報の登録について適切に報告せず JADA より 12 ヶ月の間に 3 回警告を受けた場合は、本規程に違反したとみなされる。
- 5.3.4 「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に含まれている「競技者 (Athlete)」が、「競技外 (Out-of-Competition)」検査において、居場所情報の不備のために 12 ヶ月の間に 3 回検査が出来なかった場合は、本規程に違反したとみなされる。
- 5.3.5 居場所情報の運用については、細則に定める。
- 5.4 検査対象者の選出
JADA およびドーピング・コントロール実施組織は、検査対象者を選出することができる。
- 5.5 「競技 (Competition)」からの引退と復帰
- 5.5.1 JADA により「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に含まれている選手は、JADA および当該「加盟団体」に書面にて引退を伝えるまで、本規程によるドーピング検査対象となる。
- 5.5.2 また、復帰に当たっては少なくとも 12 ヶ月前に JADA および当該「加盟団体」にその旨伝えるものとする。
- 5.6 「未成年 (Minor)」への「検査 (Testing)」
競技団体の登録「競技者 (Athlete)」となった場合は、「未成年 (Minor)」においても「検査 (Testing)」の対象となる。「加盟団体」は、「競技者 (Athlete)」の登録に際してこの旨、保護者の了承をとるものとする。
- 5.7 競技に用いられる動物を対象とする検査
競技に動物を関与させる競技種目の場合、当該競技種目の競技団体は、その種目に関与する動物に関するアンチ・ドーピング規則を策定・実施するものとする。

- 5.8 JADA 及び「加盟団体」は「独立オブザーバー・プログラム(Independent Observer Program)」の実施者に対して全ての競技関連領域へのアクセス権を与えるものとする。

第6条 「検体 (Sample / Specimen)」の分析

- 6.1 「分析機関に関する国際基準」(以下 分析機関国際基準)の導入
本規程は改訂の都度、分析機関国際基準」を採用及び導入する。全「参加者 (Participant)」及び「加盟団体」は、当該改訂が拘束力を発揮することに同意していると見なす。
- 6.2 認定分析機関の使用
ドーピング・コントロール実施組織は、本規程に基づいて収集された「ドーピング・コントロール(Doping Control)」「検体(Sample / Specimen)」の分析を目的とした場合に限り、WADA 公認分析機関又は WADA により認定を受けた分析機関へ送ることができる。「検体(Sample / Specimen)」分析のために使用される WADA 公認分析機関 (又は WADA により認定されたその他の方法) の選択は、JADA が独自に判断するものとする。分析機関は「ドーピング・コントロール(Doping Control)」「検体(Sample / Specimen)」を分析し、分析機関国際基準に準じ結果を報告する。
- 6.3 検出対象となる物質
「ドーピング・コントロール (Doping Control)」「検体 (Sample / Specimen)」を分析することにより、「禁止リスト (Prohibited List)」に記載された「禁止物質 (Prohibited Substance)」「禁止方法 (Prohibited Method)」を検出するとともに、世界規定の第 4.5 項に示す監視プログラムに基づいて WADA が指示した物質も検出する。
- 6.4 「検体 (Sample / Specimen)」の研究
「競技者 (Athlete)」から文書にて同意を得ていない場合「禁止リスト (Prohibited List)」に記載された物質(或いは物質の分類)・方法の検出、又は当該監視プログラムに基づいて WADA が指定した目的を除き、「検体 (Sample / Specimen)」を使用することはできない。

第7条 結果管理

7.1 分析結果及び遵守不履行が疑われる事項の報告

- 7.1.1 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は、分析機関からの分析結果を、安全が確保されている方法により受け取ること。
- 7.1.2 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は、「検体 (Sample / Specimen)」収集過程における遵守不履行が疑われることを記載する Doping Control Officer (以下 DCO)報告書全てをその他の書類と共に該当 DCO より、安全な方法で受け取ること。

7.2 陰性分析結果

- 7.2.1 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は、ドーピング・コントロール関連書類より、陰性分析結果を示した「競技者 (Athlete)」を特定する。
- 7.2.2 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は必要に応じ陰性分析結果を「競技者 (Athlete)」又は当該関係者に通知することができる。ただし、「検体 (Sample / Specimen)」が保管されている限り、JADA およびドーピング・コントロール実施組織は更なる分析を行う権利を留保している。
- 7.2.3 陰性分析結果の通知を含めた「検体 (Sample / Specimen)」収集過程に関わる全書類は最低 4 年間 JADA およびドーピング・コントロール実施組織が保有するものとする。

7.3 「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」

- 7.3.1 初期確認 (世界規程第 3.2、3.2.1、3.2.2 項参照)
 - 7.3.1.1 「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」が出た場合、JADA はドーピング・コントロール実施組織および、「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」にその旨通知する。ドーピング・コントロール実施組織は「検体 (Sample / Specimen)」収集過程「ドーピング・コントロール (Doping Control)」書類、DCO 報告書及びその他の記録を含む) 及び分析機関分析報告に関連する全ての書類に手続の不備が無いかを確認する。

- 7.3.1.2 書類に手続不備がある場合、ドーピング・コントロール実施組織は手続不備が、「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」の正当性を損ねるものであるかどうか判断する。
- 7.3.1.3 手続不備が、「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」の正当性を損ねていると合理的に考えられる場合、ドーピング・コントロール実施組織は JADA とともに審議のうえ、検査結果の無効を宣言する。
- 7.3.1.4 手続不備により検査が無効と宣言された場合、ドーピング・コントロール実施組織は「競技者 (Athlete)」の追加検査の日程を後日に組むことが望ましい。

7.3.2 追加調査

- 7.3.2.1 「検体 (Sample / Specimen)」に「禁止物質 (Prohibited Substance)」(例えば内因性物質) の存在が明らかになり、本規程違反 (第 7.3.3.4 項参照) の判断をするために更なる調査が必要とされた場合、JADA 及びアンチ・ドーピング実施組織は「競技者 (Athlete)」に本規程違反が起こった旨の通知を発行する前に調査を実施することができる。
- 7.3.2.2 分析機関が尿中テストステロン / エピテストステロン比率 6 対 1 以上の存在を報告した場合、該当比率が生理学的又は病理学的状態により起こったかどうかを判断するために更なる調査を義務付けるものとする。調査は、それ以前の全検査の確認、以後の検査、内分泌物調査結果、及び / 或いは IRMS 分析を含むものとする。過去の検査結果が入手不可能な場合、「競技者 (Athlete)」は内分泌物調査を受けるか、3 ヶ月間に最低月 1 回の割合での「抜き打ち (No Advance Notice)」検査、及び / 或いは IRMS 分析を受けること。
- 7.3.2.3 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は必要に応じ分析機関及びその他の科学者及び / 或いは医学専門家に調査の補助を要請することができるが、「競技者 (Athlete)」の身元を明らかにしてはいけない。

- 7.3.2.4 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は「競技者 (Athlete)」の過去のドーピング検査歴が必要と判断した場合は、必要な手続きを取ることができる。
- 7.3.2.5 JADA およびドーピング・コントロール実施組織は追加調査がアンチ・ドーピング規則違反を立証しているかどうか最終審議を行うこと。審議の際、JADA およびドーピング・コントロール実施組織は分析機関による全分析と、調査の補助を要請した科学者または医学専門家からの所見や勧告を判断材料に取り入れること。JADA およびドーピング・コントロール実施組織は、追加調査結果の解釈の補助のため分析機関及びその他専門家に意見を求めることができる。
- 7.3.2.6 当該調査により「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」は、生理学的又は病理学的状態によるものであり、本規程違反によるものではないと JADA およびドーピング・コントロール実施組織が判断した場合、JADA およびドーピング・コントロール実施組織は「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連した更なる対応は行われることがない旨を「競技者 (Athlete)」に通知すること。
- 7.3.2.7 調査により本規程違反の証拠が立証されたと JADA およびドーピング・コントロール実施組織が判断した場合、JADA およびドーピング・コントロール実施組織は「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連した該当ガイドラインに従い手続きを行う。

7.3.3 TUE

- 7.3.3.1 治療目的使用の適用措置の「国際基準 (International Standard)」により認められている「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は方法が分析により明らかになった場合、更なる対応は必要ないものとする。
- 7.3.3.2 治療目的使用の適用措置の「国際基準 (International Standard)」により治療的使用の適用措置が「競技者 (Athlete)」に認められているが、「検体 (Sample / Specimen)」内の「禁止物質 (Prohibited Substance)」

のレベルが適用措置と一致しない場合、ドーピング・コントロール実施組織は A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連する該当ガイドラインに従い手続きを継続する。

- 7.3.3.3 「競技者 (Athlete)」が治療目的使用の適用措置の「国際基準 (International Standard)」により治療的使用の適用措置を認められていない場合、ドーピング・コントロール実施組織は A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連する該当ガイドラインに従い手続きを行う。

7.3.4 初期確認後の通知

7.3.4.1 「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」が、その正当性を損ねる手続不備によるものではなく、治療目的使用の適用措置も適用可能ではないとドーピング・コントロール実施組織および JADA が判断した場合、ドーピング・コントロール実施組織は「競技者 (Athlete)」に文書で「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」を通知し、ドーピング・コントロール実施組織および JADA はその旨「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に報告する。通知は以下の詳細を含むこと：(本規程第 14.1 項参照)

- a) 「競技者 (Athlete)」の氏名、国籍、競技と種目。
- b) 「競技会 (In - competition)」検査か「競技外 (Out-of-Competition)」検査の種別、および検体採取の日付。
- c) A「検体 (Sample / Specimen)」で「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」が報告された旨と、A「検体 (Sample / Specimen)」で検出された「禁止物質 (Prohibited Substance)」の詳細。
- d) 本規程に違反したとみなされた場合、又は更なる調査が必要な場合は、アンチ・ドーピング違反があったかを確認するために実施される追加調査の説明。
- e) 想定される本規程違反の処置。

- f) 迅速な B「検体 (Sample / Specimen)」分析の要求を行う「競技者 (Athlete)」の権利、又は当該要求を行わなかった場合は、B「検体 (Sample / Specimen)」を放棄したと見做し、本規程違反の証拠として A「検体 (Sample / Specimen)」の所見が使用される旨。
- g) 当該要求がなされた場合、B「検体 (Sample / Specimen)」の開封と分析に立ち会うことができる「競技者 (Athlete)」及び / 或いは「競技者 (Athlete)」の代理人の権利。
- h) A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」を通知されるその他の関係者。
- i) 分析機関国際基準により必要とされている情報を含む、A と B「検体 (Sample / Specimen)」の分析機関報告書のコピーを要求することができる「競技者 (Athlete)」の権利。及び
- j) 以下の 7.6 項に該当することにより「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」が科せられる場合、暫定聴聞会及び / 或いは聴聞会が適用される。
- k) 検査結果を認めることにより「競技者 (Athlete)」は聴聞会を受ける権利を放棄することができる旨を含むこともできる。

7.3.4.2 「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」(本規程第 7.6 項参照) が科せられる又はその他命令するような場合は、最初に上記詳細を「競技者 (Athlete)」及びその他関連団体 (本規程第 14.1 項に示す通り) に口述で伝え、その後可能な限り早急に文書による通知を行うこと。

7.3.5 B「検体 (Sample / Specimen)」分析

7.3.5.1 「競技者 (Athlete)」及び / 或いはドーピング・コントロール実施組織は B「検体 (Sample / Specimen)」分析を行うことを決定すべきであり、ドーピング・コントロール実施組織は分析機関へ連絡を取り、B「検体 (Sample / Specimen)」の「検査 (Testing)」の日付と時間を確認すること。

- 7.3.5.2 ドーピング・コントロール実施組織は、「競技者 (Athlete)」が分析を要求した後 5 業務日以内の B「検体 (Sample / Specimen)」分析の日時を「競技者 (Athlete)」に通知すること。
- 7.3.5.3 B「検体 (Sample / Specimen)」分析の日時は、「競技者 (Athlete)」、ドーピング・コントロール実施組織、及び分析機関の相互間における同意により延期することができる。
- 7.3.5.4 「競技者 (Athlete)」又は「競技者 (Athlete)」の代理人は、B「検体 (Sample / Specimen)」の身元確認、開封、そして分析に立ち会う権利を持つこととする(本規定第 7.2 項参照)。
- 7.3.5.5 「競技者 (Athlete)」或いはその代理人のどちらも B「検体 (Sample / Specimen)」の番号確認、開封、そして分析に立ち会わない場合、ドーピング・コントロール実施組織又は分析機関が第三者を指名すること。(分析機関基準参照)
- 7.3.5.6 B「検体 (Sample / Specimen)」は、A「検体 (Sample / Specimen)」と同じ分析機関で実施しなければならず、検査は異なった分析者によって実施されることとする。(分析機関基準第 5.2.4.3.2.2 項参照)
- 7.3.5.7 B「検体 (Sample / Specimen)」の分析が A「検体 (Sample / Specimen)」の分析結果を追証しない場合、ドーピング・コントロール実施組織は「競技者 (Athlete)」に「検体 (Sample / Specimen)」が陰性と宣告され、更なる対応を実施することがない旨を通知する。暫定的制裁が科されている場合、第 5 セクションを参照。
- 7.3.5.8 B「検体 (Sample / Specimen)」の分析が A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」を追証している場合、ドーピング・コントロール実施組織は「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連した該当ガイドラインに従い手続きを継続すること。

7.4 その他の本規程違反（世界規程第 2.3 項から 2.8 項参照）

7.4.1 初期確認

- 7.4.1.1 本規程違反の可能性を示している DCO 報告書及び / 或いはその他関連書類の受取りにて、ドーピング・コントロール実施組織は該当ケースに関連した全書類における手続不備を確認する。
- 7.4.1.2 書類に手続不備がある場合、ドーピング・コントロール実施組織は当該手続不備が本規程違反にあたらないと合理的に認めることができるかどうかを判断する。
- 7.4.1.3 ドーピング・コントロール実施組織および JADA は審議のうえ、手続不備が本規程違反にあたらないと合理的に認めらる場合、DCO 報告書をそれ以上追求しない。
- 7.4.1.4 ドーピング・コントロール実施組織および JADA が審議のうえ、DCO 報告書をそれ以上追求しないと判断した場合、ドーピング・コントロール実施組織および JADA は即時にその旨を「競技者 (Athlete)」の国際連盟へ通知する。

7.4.2 初期確認後の通知

- 7.4.2.1 本規程違反の可能性を示している DCO 報告書及び / 或いはその他関連書類についての手続きの不備がないとドーピング・コントロール実施組織および JADA が判断した場合、ドーピング・コントロール実施組織は、「競技者 (Athlete)」に文書にて本規程則違反の可能性を通知し、ドーピング・コントロール実施組織および JADA は、その旨「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に報告する。通知は以下の詳細を含むこと：
 - a) 「競技者 (Athlete)」及び / 或いは支援要員の氏名、国籍、協議と種目。
 - b) 具体的な本規程違反内容が示されている DCO 報告書及び / 或いはその他関連書類の概要。
 - c) 本規程違反を確認するための更なる調査が必要な場合は、その追加調査の詳細。
 - d) 想定される本規程違反の処置。
 - e) 想定される本規程違反に関する具申を提示する「競技

者 (Athlete)」及び / 或いは支援要員の権利。

- f) 当該本規程違反において通知を受けるその他関係者 ;
及び
- g) 下記条項 7.6 により「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」が科せられた場合、「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」の詳細、該当時には、暫定的聴聞会及び / 或いは早急な聴聞会の詳細。

7.4.2.2 「競技大会 (Event)」で「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」(世界規定第 7.5 項参照) が科せられる場合、又はその他が命令される場合、「競技者 (Athlete)」及び / 或いは支援要員又はその他関連団体に上記詳細を最初は口頭で伝え、その後可能な限り早急に文書にて通知すること。

7.5 暫定的聴聞会と資格停止 (世界規程第 7.5 項参照)

7.5.1 「競技者 (Athlete)」が条項第 7.3.4 又は 7.4.2 項に記載されている通り、初期確認後に通知を受取った後、「加盟団体」は「競技者 (Athlete)」に「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を科することができる。「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を科した場合、「加盟団体」は、その旨 JADA および「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に報告する。

7.5.2 「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を「競技者 (Athlete)」に科した場合、下記のいずれかの聴聞会を行う。

- a) 「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を科す前の暫定聴聞会 ;
- b) 暫定的制裁を科した後、可能な限り早期の (10 日以内) 暫定聴聞会 ; または
- c) 暫定的制裁を科した後、可能な限り早期の聴聞会。

7.5.3 全ての暫定聴聞会又は早急な聴聞会は本規程の第 7.5 項と第 8 条に従い実施されること。別途設ける聴聞会に関するガイドラインも適用可能である。

7.5.4 A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」に関連して「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」が科せられた後、「競技者 (Athlete)」が要請した B「検体 (Sample / Specimen)」分析を実施し、B「検体 (Sample / Specimen)」分析結果が A「検体 (Sample / Specimen)」分析を追証していない場合、即時に「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を解除し、その旨 JADA および「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に報告する。

7.5.5 本規程違反の可能性を示している DCO 報告書及び / 或いは関連書類に関連して「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」が科せられた後、本規程違反が無いと「加盟団体」が判断した場合、即時に「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」を解除し、その旨 JADA および「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に報告する。

7.5.6 「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」に従い、「競技者 (Athlete)」又は「競技者 (Athlete)」のチームが競技又は「競技大会 (Event)」から退去させられ、上記条項第 7.6.4 又は 7.6.5 項により「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」が解除され、「競技 (Competition)」又は「競技大会 (Event)」に影響を与えることなく「競技者 (Athlete)」又はチームが再参加することがまだ可能な場合、「競技者 (Athlete)」又はチームは「競技 (Competition)」又は「競技大会 (Event)」に参加し続けることができることとする。

7.6 本規程違反の断定

7.6.1 「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」が報告され且つ：

- a) 条項第 7.3.2.6 項において当該検査が手続不備が無く；
- b) 条項第 7.3.3.1 項において治療目的使用の適用措置の付与が無く；
- c) 条項第 7.3.5.8 項において「競技者 (Athlete)」が B「検体 (Sample / Specimen)」の分析を要請していない、又は B「検体 (Sample / Specimen)」分析が実施され、A「検体 (Sample / Specimen)」の「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical

Finding)」を追証している；及び

d)条項第7.3.2.7項において実施された追跡調査により本規程違反の可能性という結論となった場合、ドーピング・コントロール実施組織および JADA は審議のうえ本規程則違反があったと断定する。

7.6.2 本規程違反が断定された場合、ドーピング・コントロール実施組織は「競技者 (Athlete)」及び関連組織にその旨を文書にて通知する。本規程違反が断定された場合、ドーピング・コントロール実施組織および JADA は「競技者 (Athlete)」と「競技者 (Athlete)」の「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」、国際連盟、及び WADA に対し当該断定を文書にて通知すること。

7.6.3 本規程違反と断定された場合、ドーピング・コントロール実施組織および JADA は、「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」にその旨通知し、関連書類を提示する。

7.6.4 JADA は世界規程に準じ、結果管理について国際競技連盟及び WADA に通知する。

第 8 条 聴聞および規律の手順

8.1 規律パネルの指名

JADA は、独立した「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」の委員を指名するものとする。委員は、委員長を含め、若干名とし、法律家、医師、「競技者 (Athlete)」あるいは競技団体関係者を含むものとする。

8.2 規律パネルの管轄権

8.2.1 「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」は、本規程の履行にかかわる事項を扱うものとする。

8.2.2 「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」は、本規程違反について第 8.3 項に定める一次審査の報告を受け、これを審議し最終審査を行う。

8.3 一次審査

8.3.1 聴聞会

- 8.3.1.1 本規程違反が起こったと断定された場合、ドーピング・コントロール実施組織は、聴聞委員会を設置し、一次審査のための聴聞会を開催する。
- 8.3.1.2 当該聴聞委員会は、委員長、副委員長、アンチ・ドーピングについての知識を持つ医師、競技運営委員および1名の「競技者 (Athlete)」代表にて構成する。
- 8.3.1.3 指名された委員は、当該案件に事前に係わり合いを持たないこと。指名において、各委員は、他の関係者を考慮に入れ公平さに影響を及ぼす可能性がある状況について委員長に明示すること。
- 8.3.1.4 「競技者 (Athlete)」又はその他該当者は、文書において聴聞会を受ける権利を放棄し、当該アンチ・ドーピング規則違反を認め、本規程第9条(個人的結果の自動的失効)及び本規程第10条(個人に対する制裁措置)による処置を承諾することにより聴聞会を放棄することができる。
- 8.3.1.5 委員会は必要に応じ、専門家を委員の補佐又は助言のため指名することができる。
- 8.3.1.6 JADA は、聴聞委員会に立ち会うことができる。
- 8.3.1.7 聴聞会は迅速に、及び全案件において、第7条(結果管理)に定められている結果管理手続きの完了時から3ヶ月以内に終了させ、異例の状況进行处理するための日数を確保するものとする。当事者間で同意されていない限り、聴聞会は；
 - 8.3.1.7.1 通知日から14日以内に開始する；
 - 8.3.1.7.2 通知日から20日以内に一次審査結果を「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に文書にて報告する
- 8.3.1.8 「競技大会 (Event)」に関して行われる聴聞会は、素早く執行することも可能である。

8.3.2 聴聞会の手続き

- 8.3.2.1 取り扱われている案件の当事者は、本規程違反に関して意見および見解を述べる権利を持つ。

- 8.3.2.2 通知後、関係者又は当該代理人などが、聴聞会に出頭できなかった場合、当該不在により聴聞会の執行手続きを阻止することはできない。
- 8.3.2.3 各関係者は、自費にて聴聞会に出席権利を持つ。
- 8.3.2.4 全関係者は、必要と見なした場合、通訳を伴う権利を持つ。
- 8.3.2.5 執行手続きの各関係者は、証人の招集及び尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を持つ（電話、又はファックス、e-mail 又はその他同等手段における文書又は付託書による証言の承認は、聴聞委員会の自由裁量の対象となる）。
- 8.3.2.6 伝聞証拠を含め、事実と適合し、それだけの重要性に値する証拠が適切であると見なされた場合、証拠を受理する可能性がある。
- 8.3.2.7 聴聞委員会は聴聞会を延期又は一時中止にすることができる。
- 8.3.2.8 「競技者 (Athlete)」が聴聞委員会の要請又は指示に従うことができなかった場合でも、聴聞会の執行手続きを阻止することはできず、当該不行為は、聴聞委員会が審査を下す際の判断材料に含まれることになる。
- 8.3.2.9 JADA は全ての記録を所有及び保持することが出来る。

8.4 最終審査および懲罰

- 8.4.1 「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」は、一次審査の報告を受け、これを非公開で審議し最終審査を行う。
- 8.4.2 「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」の最終審査結果は、当該「加盟団体」および/あるいは当該組織、JADA に直ちに通告される。
- 8.4.3 「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」の最終審査結果に従い、当該「加盟団体」および/あるいは当該組織は、第9条、第10条、第11条に定める懲罰を決定し、当該「競技者 (Athlete)」および/あるいはチーム、当該所属組織に通達し、また、当該懲罰の内容を、JADA および「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」に通知する。

- 8.4.4 JADA は、最終審査および懲罰について必要に応じ国際競技連盟および WADA に報告する。

第9条 個人的結果の自動的「失効 (Disqualification)」

「競技会 (In - competition)」検査に関して本規程違反があった場合、当該「競技 (Competition)」において得られた個人の結果は、メダル、得点及び賞の没収を含む全ての競技結果とともに自動的に「失効 (Disqualification)」する。

第 10 条 個人に対する制裁措置

10.1 本規程違反が発生した「競技大会 (Event)」における結果の「失効 (Disqualification)」

10.1.1 「競技大会 (Event)」開催期間中又は「競技大会 (Event)」に関連して本規程違反が発生した場合で、当該「競技大会 (Event)」を主管する「加盟団体」の決定が下った時、メダル、得点及び賞の没収を含む、当該「競技大会 (Event)」において得られた競技者本人の全ての結果は、全ての競技結果とともに自動的に「失効 (Disqualification)」する。ただし、第 10.1.2 項に定められた場合は、この限りではない。

10.1.2 違反に関して自己に過失がない旨を「競技者 (Athlete)」本人が立証した場合、本規程違反が発生した「競技 (Competition)」以外の「競技 (Competition)」結果は「失効 (Disqualification)」しないものとする。ただし、本規程違反が発生した「競技 (Competition)」以外における当該「競技者 (Athlete)」の「競技 (Competition)」結果が上記本規程違反による影響を受けている場合は、この限りではない。

10.2 「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課

第 10.3 項に定められた指定物質を除いて、世界規程第 2.1 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」)、その「代謝物 (Metabolite)」又は「マーカ一 (Marker)」の存在)、世界規程第 2.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」、又は「使用 (Use)」の「企て (Attempt)」)、及び世界規程第 2.6 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」の「所持 (Possession)」)の違反に対して課される「資格剥奪 (Ineligibility)」の期間は、下記のとおりとする。

1 回目の違反 - 2年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」

2 回目の違反 - 一生涯にわたる「資格剥奪 (Ineligibility)」

ただし、「競技者 (Athlete)」などの者は各事案において、第 10.5 項 (例外的状況を理由とした「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の免除又は軽減) に従って制裁措置の免除又は軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課される前に与えられるものとする。(制裁措置の免除又は軽減は例外的環境によるものとする)

10.3 指定物質

物質の中には医薬品として広く市販されている性質上、又はドーピング物質として乱用しにくい性質上、不注意により本規程違反を特に誘発しやすいものがある。「禁止リスト (Prohibited List)」において、この種の指定物質を指定できる。指定物質の「使用 (Use)」が治療目的であり、競技能力の強化でないことを「競技者 (Athlete)」が立証できる場合、第 10.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」)に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課)の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間に代わって下記の措置を適用する。

1 回目の違反 - 警告、戒告処分とし、将来の「競技大会 (Event)」における「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の期間をゼロとする処置を最低限とし、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は最長 1 年間までとする。

2 回目の違反 - 2年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」。

3 回目の違反 - 一生涯にわたる「資格剥奪 (Ineligibility)」。

ただし、「競技者 (Athlete)」あるいは他の者は、第 10.5 項 (例外的状況を理由とした「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の免除又は軽減) に従い(2 回目及び 3 回目の違反の場合には) 上記制裁措置の免除又は軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課せられる前に与えるものとする。(制裁措置の免除又は軽減は例外的環境によるものとする)

10.4 その他の本規程違反に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」

その他の本規程違反に関する資格剥奪期間は下記のとおりとする。

10.4.1 世界規程第 2.3 項(「検体 (Sample / Specimen)」採取の拒否・検体収集に現れないこと)又は世界規程第 2.5 項(「ドーピング・コントロール (Doping Control)」の「改ざん (Tampering)」)に違反した場合、第 10.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」)に関する「資格剥奪

(Ineligibility)」措置の賦課)の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を準用する。

10.4.2 世界規程第 2.7 項(「不法取引 (Trafficking)」)又は世界規程第 2.8 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の投与・使用)、世界規程第 2.9 項(補助又は共謀)に違反した場合、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は最低 4 年間から最長で一生涯とする。「未成年 (Minor)」を巻き込んだドーピングについては、特に重大な違反であると見なされ、さらに「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」による違反が第 10.3 項(指定物質)の指定物質以外のものである場合、当該「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」に対して、一生涯にわたる「資格剥奪 (Ineligibility)」が課されるものとする。さらに上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合、管轄の行政機関又は司法機関に対して報告が行われる場合がある。

10.4.3 世界規程第 2.4 項(居場所情報違反又は検体収集に現れないこと)の違反の場合、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は：
1 回目の違反：最低 3 ヶ月から最長で 2 年の「資格剥奪 (Ineligibility)」；
2 回目以降の違反：2 年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」。

10.5 例外的状況を理由とした「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の免除又は軽減

10.5.1 「全く過失も不注意もない状態 (No Fault or Negligence)」
世界規程第 2.1 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」、その「代謝物 (Metabolite)」もしくは「マーカー (Marker)」の存在)、又は世界規程第 2.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」)の本規程違反に関する事案において、「競技者 (Athlete)」が自己の違反に関する過失あるいは不注意が全く無かった旨を立証した場合、該当する「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を免除する。第 2.1 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」の存在)に違反する形で「競技者 (Athlete)」の生体からの「検体 (Sample / Specimen)」に「禁止物質 (Prohibited Substance)」、その「マーカー

(Marker)」又は「代謝物 (Metabolite)」が検出された場合、自己の体内に「禁止物質 (Prohibited Substance)」が入ってきた過程を「競技者 (Athlete)」が立証しなければ、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は免除されない。この条項が適用され、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間が免除された場合、第 10.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課)、第 10.3 項(指定物質)及び第 10.6 項(複数違反の規則)に示される複数回の違反の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を算定する場合に限り、本規程違反が発生したとは見なされない。

10.5.2 「重大な過失あるいは不注意がない状態」 No Significant Fault or Negligence)」

当第 10.5.2 項が適用されるのは、世界規程第 2.1 項に関する本規程違反(「禁止物質 (Prohibited Substance)」₁、その「代謝物 (Metabolite)」もしくは「マーカー (Marker)」の存在)、世界規程第 2.2 項にいう「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」に関する違反、世界規程第 2.3 項にいう「検体 (Sample / Specimen)」採取に現れないことに関する違反、又は世界規程第 2.8 項にいう「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の投与・使用に関する違反、世界規程第 2.9 項(補助又は共謀)のみに限られる。上記の違反が関係する個別案件において、重大な過失あるいは不注意がない状態であったことを「競技者 (Athlete)」が立証した場合、該当する「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を短縮できる。ただし、短縮後の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は、所定の最低「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の半分未満にはならない。所定の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間が一生涯である場合、この条項に基づく短縮後の期間は 8 年間を下回らないものとする。世界規程第 2.1 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」の存在)に違反する形で「競技者 (Athlete)」の生体から「検体 (Sample / Specimen)」に「禁止物質 (Prohibited Substance)」₁、その「マーカー (Marker)」又は「代謝物 (Metabolite)」が検出された場合、自己の体内に「禁止物質 (Prohibited Substance)」が入ってき

た過程を「競技者 (Athlete)」が立証しなければ、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は短縮されない。

10.5.3 「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」等による本規程違反を発見・立証する際に「競技者 (Athlete)」から実体的な支援があった場合

「競技者 (Athlete)」が JADA およびドーピング・コントロール実施組織に対して実体的な支援を提供したことにより、第 2.6.2 項にいう「所持 (Possession)」(「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」による「所持 (Possession)」) 第 2.7 項(「不法取引 (Trafficking)」)又は第 2.8 項(「競技者 (Athlete)」に対する投与)を伴う形で「競技者 (Athlete)」以外の者による本規程違反があった旨を JADA およびドーピング・コントロール実施組織が発見・立証できた場合においても「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」は「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を短縮できる。ただし、短縮後の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は、所定の最低「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の半分未満になってはならない。所定の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間が一生涯である場合、当条項に基づく短縮後の期間は 8 年間を下回らないものとする。

10.6 潜在的な複数違反の規則

10.6.1 第 10.2 項(「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課) 第 10.3 項(指定物質)及び第 10.4 項(その他の本規程違反に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」)に基づいて制裁措置を課す場合、制裁措置の賦課を目的として 2 回目の本規程違反とみなされるのは、「競技者 (Athlete)」等が 1 回目の本規程違反の通知を受けた後、又は「JADA およびドーピング・コントロール実施組織が第 1 回目の本規程違反の通知を行うよう相当の努力を行った後に、当該「競技者 (Athlete)」等が 2 回目の本規程違反を犯した旨を JADA およびドーピング・コントロール実施組織が立証できる場合に限られる。JADA およびドーピング・コントロール実施組織が上記の事実を立証できない場合、当該違反の回数は全体で 1 回あるとみなされるものとし、双方の違反を比較して重いほうの制裁措置が課せられるものとする。

10.6.2 同一の「ドーピング・コントロール (Doping Control)」に基づいて、第 10.3 項 (指定物質) にいう指定物質とそれ以外の「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」を伴う形で「競技者 (Athlete)」が本規程違反を犯したことが判明した場合、当該「競技者 (Athlete)」が犯したアンチ・ドーピング規則違反の回数は 1 回であるとみなされる。ただし、課される制裁は、「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の性質に応じて、最も厳しいものが課されるものとする。

10.6.3 「競技者 (Athlete)」の本規程違反が 2 回に及ぶことが判明し、そのうち 1 回が第 10.3 項 (指定物質) にいう指定物質を伴うものであり、かつもう 1 回について第 10.2 項 (「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」) に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課) の制裁措置の適用対象となる「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」、又は第 10.4.1 項の制裁措置の適用対象となる違反を伴う場合、第 2 回目の違反に課される制裁措置は、最低 2 年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」とし、最高で 3 年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」とする。また、第 10.3 項 (指定物質) の指定物質と第 10.2 項 (「禁止物質 (Prohibited Substance)」及び「禁止方法 (Prohibited Method)」) に関する「資格剥奪 (Ineligibility)」措置の賦課) 又は第 10.4.1 項にいうその他の本規程違反が組み合わせられた形で「競技者 (Athlete)」のアンチ・ドーピング違反が 3 回目になることが判明した場合、当該「競技者 (Athlete)」が受ける制裁措置は、一生涯にわたる「資格剥奪 (Ineligibility)」とする。

10.7 「検体 (Sample / Specimen)」採取後の「競技 (Competition)」結果の「失効 (Disqualification)」

第 9 条 (個人結果の自動的「失効 (Disqualification)」) にいう陽性「検体 (Sample / Specimen)」が発生した「競技 (Competition)」における結果の自動「失効 (Disqualification)」に加えて、陽性「検体 (Sample / Specimen)」が採取された日 (「競技会 (In-competition)」検査であるか「競技外 (Out-of-Competition)」検査であるかは問わない。) あるいは他のドーピング規則違反の発生から

「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」期間又は「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の開始までに得られた「競技 (Competition)」結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、メダル、得点、及び賞を含む全ての「競技 (Competition)」結果が「失効 (Disqualification)」する。

10.8 「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の開始

- 10.8.1 「資格剥奪 (Ineligibility)」期間は、「資格剥奪 (Ineligibility)」を決定した聴聞会の決定が下された日、又は聴聞会が放棄された場合には、「資格剥奪 (Ineligibility)」措置を認めた日から始まる。
- 10.8.2 「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」処分 (課せられたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない。)の期間は、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の合計期間に算入するものとする。
- 10.8.3 聴聞会過程などの「ドーピング・コントロール (Doping Control)」の各種側面において「競技者 (Athlete)」の責任に属さない事由により遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」は、「検体 (Sample / Specimen)」採取の日付まで、「資格剥奪 (Ineligibility)」期間の始期を遡及させることができる。

10.9 「資格剥奪 (Ineligibility)」期間中の地位

- 10.9.1 「資格剥奪 (Ineligibility)」処分を受けた者は、当該「資格剥奪 (Ineligibility)」処分の期間中、NOC 又は国内競技代表チーム、「署名当事者 (Signatories)」又は「署名当事者 (Signatories)」の「加盟団体」が認定、又は主催する「競技 (Competition)」又は活動 (ただし、アンチ・ドーピング関連の教育プログラム又はリハビリテーション・プログラムは除く。)に参加できない。さらに、第 10.3 項 (指定物質) にいう指定物質を伴わない本規程違反の場合、「国内競技団体 (National Sports Federation)」及び日本政府を含む「署名当事者 (Signatories)」、「署名当事者 (Signatories)」の「加盟団体」は、その実行者を対象とするスポーツ関連財政支援等のスポーツ関連給付の全部又は一部について給付を停止するものとする。

10.9.2 「資格剥奪 (Ineligibility)」期間が4年間より長い場合、4年間の「資格剥奪 (Ineligibility)」期間を経過すると、本規程違反を犯した種目以外の「競技大会 (Event)」に参加できる。ただし、参加できる範囲は、違反者に対して「国内競技大会 (National Event)」もしくは「国際競技大会 (International Event)」への出場資格を直接的・間接的に認めるもの (又は、「国内競技大会 (National Event)」もしくは「国際競技大会 (International Event)」に向けて得点を累積できるもの。)であってはならない。

10.10 資格回復のための「検査 (Testing)」

10.10.1 失格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、「競技者 (Athlete)」は、「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」期間中又は「資格剥奪 (Ineligibility)」期間中において、「検査 (Testing)」権限を有する JADA およびドーピング・コントロール実施組織の「競技外 (Out-of-Competition)」検査を受けなければならない、求めを受けた場合には、第 5.4 項 (居場所情報義務) に定められている通り、正確な最新の居場所情報を提出すること。

10.10.2 「資格剥奪 (Ineligibility)」期間中に引退し、「競技外 (Out-of-Competition)」検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、「競技者 (Athlete)」は、JADA、JOC、該当するドーピング・コントロール実施組織に対し通知を行い、かつ第 5.5.2 項に定められた期間に匹敵する期間又は引退した日付時点で残存していた「資格剥奪 (Ineligibility)」期間と等しい期間内に「競技外 (Out-of-Competition)」検査を受けるまで、その「競技者 (Athlete)」の資格回復は認められないものとする。

「資格剥奪 (Ineligibility)」の残存期間中に、「競技者 (Athlete)」は「競技外 (Out-of-Competition)」検査を受けるものとする。JADA はその「検査 (Testing)」回数と頻度を定めること。

10.10.3 JADA は、第 10.10 項に基づいて「競技外 (Out-of-Competition)」検査を実施する責任があるが、その他「加盟団体」による「検査 (Testing)」も条件を満たすために使用することができる。

10.10.4 「競技者 (Athlete)」の剥奪期間が終了し、「競技者 (Athlete)」が資格回復条件を満たした場合、「競技者 (Athlete)」は自動的に再有資格者となり、「競技者 (Athlete)」、「競技者 (Athlete)」の所属「加盟団体」による届出は必要ないものとする。

第11条 チームに対する処置

「団体競技種目(Team Sport)」のチーム構成員の2人以上が「競技大会(Event)」に関連して第7条(結果管理)の本規程違反の通知を受けた場合、当該チームは、その「競技大会(Event)」に関して「焦点を絞った検査(Target Testing)」の対象となる。「団体競技種目(Team Sport)」のチーム構成員の中に、当該「競技大会(Event)」開催期間中に本規程違反を犯した2人以上の者の存在が明らかになった場合、当該チームに対しては、「失効(Disqualification)」処分等の懲戒措置を発動することができる。「団体競技種目(Team Sport)」以外の種目であるが、チームに対して賞が授与される種目において、チーム構成員が本規程違反を犯した場合、そのチームに対する「失効(Disqualification)」処分等の懲戒措置についてはIFまたは本規程の関連規則に従うものとする。

第12条 「加盟団体」への罰則

- 12.1 本規程を遵守せず、あるいは批准しない場合は、当該「加盟団体」に対する国、JADA および公的機関からの支援の一部あるいは全てが停止される。
- 12.2 本規程および世界規程を遵守し、批准、実行しない場合は「加盟団体」としての資格が停止される。

第13条 上訴

- 13.1 当該本規程に基づいて下された決定は、当該第13条の定めに従い上訴することができる。上訴機関が命令を下した場合を除き、上訴期間中においても、上記決定は引き続き効力を有するものとする。
- 13.2 本規程違反、処置及び「暫定的資格停止(Provisional Suspension)」に関する決定の上訴
本規程違反の決定、アンチ・ドーピング違反に関して処置を課す決定、本規程違反の決定、本規程違反の疑い又はその処置に関して裁定を下す管轄権がドーピング・コントロール実施組織に帰属しない旨の決定、暫定聴聞会の結果として「暫定的資格停止(Provisional Suspension)」処分を課す決定、又は第7.5項に違反する形で「暫定的資格停止(Provisional Suspension)」処分を課す決定は、当第13.2項の定めに基づいた場合に限り上訴することができる。
 - 13.2.1 国際競技大会から発生した事案に関する決定、又は、「国際的レベルの競技者(International-Level Athlete)」が関与する事案に関する決定は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の関連規定に基づいて同裁判所のみに対して上訴できる。

13.2.2 JADA が定める国内的レベル「競技者 (Athlete)」のうち、第 13.2.1 項に基づいて上訴権を有さない者が関与する事案の場合、その決定は「日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency)」に対して上訴できる。

13.2.3 上訴資格を有する者

第 13.2.1 項にいう事案の場合、CAS に対する上訴権を有する者は下記のとおりとする。

- a) 上訴対象となる決定の適用を受ける「競技者 (Athlete)」等；
- b) その決定が下された事案における「競技者 (Athlete)」等以外の当事者；
- c) 制裁措置の根拠となる規則を所管する IF 等の「アンチ・ドーピング機関 (Anti-Doping Organization)」；
- d) IOC 又は IPC (オリンピック「競技大会 (Event)」又はパラリンピック「競技大会 (Event)」の参加資格に関するものなど、決定がオリンピック「競技大会 (Event)」又はパラリンピック「競技大会 (Event)」に対して効果を有する場合)、並びに
- e) WADA。

第 13.2.2 項にいう事案において、国内レベルの審査機関に上訴できる当事者は、最低でも以下が含まれることとする：

- (i) 上訴対象となる決定の適用を受ける「競技者 (Athlete)」等；
- (ii) JADA；
- (iii) 関連 IF；
- (iv) (財)日本オリンピック委員会 並びに
- (v) WADA

第 13.2.2 項にいう事案の場合、WADA 及び IF は、国内レベルの審査機関の決定に関して CAS に対する上訴権も有するものとする。本規程の他の定めにかかわらず、「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」処分を理由に上訴できる者は、当該「暫定的資格停止 (Provisional Suspension)」処分が課された「競技者 (Athlete)」等の者のみに限られる。

13.3 治療目的使用の適用措置を付与・却下する決定の上訴

13.3.1 治療目的使用の却下が JADA により決定され、WADA により当該却下に対する取り消しの判定が無い場合、国際レベル競技者は

CAS のみに対して上訴でき、国際レベルでない競技者は、「日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency)」へ上訴することができる。治療目的使用の適用措置を却下する旨の決定が国内レベルの審査機関によって覆された場合、WADA はその決定について CAS に上訴できる。

13.3.2 TUE の付与又は却下を取り消す WADA の決定は、CAS の規則に従い、「競技者 (Athlete)」又は JADA により CAS のみに対して上訴することができる。

13.4 第 12 条に従った決定の上訴

第 12 条 (「加盟団体」に対する制裁措置) に従った JADA の決定は、当該「国内競技団体 (National Sports Federation)」により CAS のみに対して上訴することができる。

第 14 条 報告

14.1 TUE にかかわる報告

JADA は、「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に登録されている「競技者 (Athlete)」に TUE を認めた場合は、ただちに国際競技連盟、当該 JADA 「加盟団体」である「国内競技団体 (National Sports Federation)」そして WADA に報告する。

14.2 「検査 (Testing)」

JADA は、「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に登録されている「競技者 (Athlete)」の居場所情報及び検査実施については、WADA および、当該「競技者 (Athlete)」へのドーピング検査権を持つ「加盟団体」に対して本情報を提供できるものとする。

14.3 結果の報告

14.3.1 JADA は、陽性が疑われる検査結果 (Adverse Analytical Finding) を検査機関より受けた場合は、原則として「競技者 (Athlete)」の名前、国、競技名および、その結果および以後のプロセスについて、当該国際競技団体および WADA に報告する。

14.3.2 「競技者 (Athlete)」が、B 「検体 (Sample / Specimen)」の検査を要求した場合は、原則として JADA は、その結果を当該国際競技団体および WADA に報告する。

14.4 世界規程による報告

JADA は、ドーピング検査に関する一般統計的結果を毎年公表するものとする。

第 15 条 情報公開

JADA、全ての「加盟団体」、「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」又は関連組織は、「検体 (Sample / Specimen)」から「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」がでた「競技者 (Athlete)」又は本規程規則違反の疑いを受けている「人 (Person)」の身元の一般情報開示を、第 7.3 項及び第 7.4 項に定められている手続きの確認が完了するまで行わないこと。第 8 条 (懲罰手続き) に基づき本規程違反が発生したと最終決定され、当該「加盟団体」により裁定が決定された時、当該「加盟団体」は、当該結果について公表するものとする。

第 16 条 時効

違反の発生から 8 年以内である場合を除き、本規程に含まれる規程違反を犯した「競技者 (Athlete)」等に対する措置に着手することはできない。

第 17 条 修正条項と解釈

17.1 改正

17.1.1 JADA は、本規程の改訂及び改善を監督する責任がある。「加盟団体」および「参加者 (Participant)」は当該手続きへの関与を要請される。

17.1.2 本規程の改正は、適切な協議後、JADA 理事会により承認される。

17.1.3 改正は、改正内容に明記されていない限り、理事会決定後 3 ヶ月後に発効することとする。

17.2 解釈

17.2.1 本規程の見出しは、便宜上のものであり、本規程の実体の一部としては見なされず、当該見出しが言及する規程の文言に対して影響を及ぼすものとも見なされない。

17.2.2 付録 1 定義は本規程の不可欠部分として見なす。

17.2.3 本規程は世界規程の適用条項に従い策定されており、世界規定の適用条項にそって解釈される。世界規程の数々の条項の注釈解説は、本規程の理解及び解釈の補助として参照される。

第 18 条 情報と通知

18.1 情報

本規程に準じて団体や「人 (Person)」へデータや医学的情報を含めた情報を提出する「人 (Person)」は、当該情報が該当団体や「人 (Person)」により本規程の履行を目的として使用されることに同意していると見なす。

18.2 通知

18.2.1 本規程による全ての通知は本条項第 19.2 項 (通知) に準拠している。

18.2.2 JADA「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」の各「競技者 (Athlete)」は、通知送付先住所を提供し、住所を変更する場合も、「競技者 (Athlete)」は JADA に変更の詳細を提供する義務がある。

18.2.3 JADA「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」上の「競技者 (Athlete)」への通知は、「競技者 (Athlete)」により提供された住所へ、郵便にて配達される。当該通知は投函日から 7 稼働日終了時に受け取られたと見なす。

18.2.4 その他の「競技者 (Athlete)」又は「人 (Person)」への通知は、通知を郵便にて、「競技者 (Athlete)」又は「人 (Person)」により提供された住所へ郵送することで完了する。当該通知は、投函日から 7 稼働日終了時に受け取られたと見なす。

18.2.5 JADA は、目的としている受取人の事前同意により、選択肢として、又は郵送による通知と同時に、ファクシミリ、電子メール、および電話を含む、また、その他の利用可能なコミュニケーション方法を使用することができる。

第 19 条 施行、有効性、統治法

19.1 施行

19.1.1 本規程は、条項第 1.1 (「加盟団体」への適用) に従い、2004 年 8 月 12 日に発効するものとし、「加盟団体」は速やかに本規程を批准し実施するものとする。本規程は、本規程が効力を発揮する前の留保中の案件に対し、過去に遡って適用しない。

19.2 有効性

19.2.1 本規程又は本文に参照されている手続きからの逸脱は、当該所見、判決、又は結果に影響を与える疑惑を退けるためなどでない限り、全ての所見、判決、又は結果を無効にしない。

- 19.2.2 本規程の条項又は規定が全ての理由において、無効、施行不可、又は不適法とされた場合、無効、施行不可、又は不適法とされている限り、消去されていると見なされている条項又は規定は別とされ、本規程の他の部分は完全効力を存続する。
- 19.2.3 本規程の実施において、関係者により行われた全ての行為が誠実であったにもかかわらず、事後に当該行為を行った当事者の指名、資格又は権限の認可に不備が発覚した場合、それら当事者が正式に指名、資格又は権限を認可されているものとして有効とする。

19.3 準拠法

本規程は日本国の法律に準拠するものとする。

定義

「違反が疑われる分析結果 (Adverse Analytical Finding)」とは、分析機関等の認定検査機関から寄せられた報告のうち、「禁止物質 (Prohibited Substance)」、その「代謝物 (Metabolite)」もしくは「マーカー (Marker)」の存在 (内因性物質の量的増大も含む。)「検体 (Sample / Specimen)」において確認されたもの、又は「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」が「検体 (Sample / Specimen)」において確認されたものをいう。

「アンチ・ドーピング機関 (Anti-Doping Organization)」とは、「ドーピング・コントロール (Doping Control)」・プロセスに関する規則の採択、及び「ドーピング・コントロール (Doping Control)」・プロセスの実施、執行を所轄する「署名当事者 (Signatories)」をいう。具体例として、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の「主要競技大会機関」(Major Event Organization)であって自己の「競技大会 (Event)」において「検査 (Testing)」を実施する団体、世界アンチ・ドーピング機構、国際競技連盟、「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」等が挙げられる。

「競技者 (Athlete)」とは、「ドーピング・コントロール (Doping Control)」との関係においては、国際的レベル (定義については各国際競技連盟が定める。) 又は国内的レベル (定義については各「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」が定める。) において「競技 (Competition)」に参加する全ての者が含まれる。また、国際的レベルに達しないレベルで参加する者であっても、その者を管轄する「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」による指定を受けた場合には、「競技者 (Athlete)」に含まれる。また、アンチ・ドーピング情報・教育との関連においては、本規程を受諾した「署名当事者 (Signatories)」、政府、その他のスポーツ団体の管轄下においてスポーツに参加する者をいう。

「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」とは、コーチ、トレーナー、監督、代理人、チーム・スタッフ、職員、医師又は医療関係者のうち、競技会に参加、又は競技会に向けて準備を行っている「競技者 (Athlete)」と一緒に行動する者、または処置を施す者をいう。

「企て (Attempt)」とは、アンチ・ドーピング規則違反の遂行となる過程における実質的な行動を構成する行為に携わることをいう。ただし、「企て (Attempt)」に關与していない第三者によって察知される前に「企て (Attempt)」が放棄された場合、その「企て (Attempt)」のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反が発生したとは見なされない。

CASとは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「世界規程」(Code)とは、2003年3月5日にWADAにより最初に適用された世界アンチ・ドーピング規程とその後の修正条項全てのことをいう。

「競技 (Competition)」とは、単独のレース、対戦、試合、又は単一の競技会 (singular athletic contest) をいう。具体例としては、オリンピックの100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競技種目等のうち1日1回などの間隔で賞が暫定的に授与されるも

のについては、関連の国際競技連盟の規則において競技（Competition）と「競技大会（Event）」との区別が定められる。

「アンチ・ドーピング規則違反の処置（Consequences of Anti-Doping Rules Violations）」：

「競技者（Athlete）」等がアンチ・ドーピング規則違反を犯した場合は、以下の効果が生じることになる。(a)「失効（Disqualification）」とは、特定「競技（Competition）」又は「競技大会（Event）」における「競技者（Athlete）」の結果とそのメダル、得点、及び賞の「失効（Disqualification）」を含む全ての「競技（Competition）」結果が無効になることをいう。(b)「資格剥奪（Ineligibility）」とは、一定期間にわたって、「競技者（Athlete）」又はその他の者に対して、「競技（Competition）」、その他の活動への参加が禁止されること、又は本規程の第 10.9 項（「資格剥奪（Ineligibility）」期間中の地位）にしたがって資金拠出が禁止されることをいう。(c)「暫定的資格停止（Provisional Suspension）」（Provisional Suspension）」とは、本規程の第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）にいう聴聞会において最終的な判断が下されるまで、「競技者（Athlete）」又はその他の者の「競技（Competition）」への参加が暫定的に禁止されている状態をいう。

「失効（Disqualification）」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の処置（Consequences of Anti-Doping Rules Violations）」を参照。

「ドーピング・コントロール（Doping Control）」とは、検査対象の選定・立案、「検体（Sample / Specimen）」の採取・取扱、分析機関の分析、結果管理、聴聞会、及び上訴を包括的に含んだプロセスをいう。

「競技大会（Event）」とは、単一の管轄団体の下で同時に実施される一連の個別「競技（Competition）」会を包括した概念を指す（例、オリンピック「競技大会（Event）」、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会）。

「競技会（In-competition）」とは、競技会検査と「競技外（Out-of-Competition）」検査とを区別するための概念であり、国際競技連盟などの関連アンチ・ドーピング機関の規則に特別の定めがある場合を除き、競技会検査とは、特定の競技会に関連して「競技者（Athlete）」が検査対象として抽出される「検査（Testing）」をいう。

「独立オブザーバー・プログラム（Independent Observer Program）」とは、世界アンチ・ドーピング機構の監督下で、特定の「競技大会（Event）」において「ドーピング・コントロール（Doping Control）」プロセスを観察するとともに、観察事項に関して報告を行うオブザーバーの一団をいう。世界アンチ・ドーピング機構自体が「競技大会（Event）」の「競技会（In-competition）」検査を実施する場合、独立オブザーバーは第三者機関の監督下に置かれることとする。

「資格剥奪（Ineligibility）」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の処置（Consequences of Anti-Doping Rules Violations）」を参照。

「国際競技大会（International Event）」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、「主要競技大会機関」（Major Event Organization）又は他の

国際的スポーツ団体が主管している「競技大会(Event)」であって、当該「競技大会(Event)」に関して技術要員を任命しているものをいう。

「国際的レベルの競技者 (International-Level Athlete)」とは、国際競技連盟の登録検査対象者リストとして1つ又はそれ以上の国際競技連盟による指定を受けた「競技者 (Athlete)」をいう。

「国際基準 (International Standard)」とは、本規程を側面から支援する目的で世界アンチ・ドーピング機構によって導入された基準をいう。国際基準を遵守している場合 (他の選択的基準、慣行、実施要領を遵守していない場合でも)、国際基準に盛り込まれた実施要領を適切に実施しているものと見なされる。

「主要競技大会機関 (Major Event Organization)」とは、「国内オリンピック委員会」 (National Olympic Committee) の地域別連合など複数「競技 (Competition)」を管轄する国際的団体のうち、地域内「競技大会(Event)」等の「国際競技大会(International Event)」に関して意思決定機関として機能するものをいう。

「マーカー (Marker)」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメーターであって、「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」を示すものをいう。

「代謝物 (Metabolite)」とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

「未成年 (Minor)」とは、在住国の関連国内法に定められた成年年齢に達していないヒトをいう。日本国においては、20歳未満のヒトをいう。

JADAとは、日本アンチ・ドーピング機構 (Japan Anti-Doping Agency) をいう。

「日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency)」とは、(CAS が優先されない限り) 当該アンチ・ドーピング規則違反などの申し立てに対し、裁定をおこなう日本国内の機関をいう。

「日本アンチ・ドーピング規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)」とは、(CAS が優先されない限り) 当該アンチ・ドーピング規則違反の申し立てに対し裁定を行う JADA に指名された委員会をいう。

「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」とは、国内レベルにおいて、アンチ・ドーピング規則の採択・実施、「検体 (Sample / Specimen)」採取の監督、検査結果の管理、聴聞会の実施に関して、主管の権限・責務を有するものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって上記指定が行われていない場合、その国の「国内オリンピック委員会」 (National Olympic Committee) 又はその指定を受けた者が「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」となる。日本の当該アンチ・ドーピング規則において、JADA を指定団体とする。

「国内競技大会 (National Event)」とは、「国際的レベルの競技者 (International-Level Athlete)」又は国内的レベル競技者が参加する「競技大会 (Event)」のうち「国際競技大会 (International Event)」に該当しないものをいう。

「国内レベル競技者 (National-Level Athlete)」とは、国際レベル競技者以外の「競技者 (Athlete)」で、JADAによりJADA「登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)」に指名された「競技者 (Athlete)」をいう。

「国内オリンピック委員会」(National Olympic Committee)とは、国際オリンピック委員会 (IOC) 公認の団体をいう。アンチ・ドーピングの分野において、国内競技連合が典型的な「国内オリンピック委員会」(National Olympic Committee) の責任を負う国は、「国内オリンピック委員会」(National Olympic Committee) という用語に国内競技連合を含むものとする。日本においては日本オリンピック委員会をさす。

「国内競技団体 (National Sports Federation)」とは、日本における「競技 (Competition)」を管轄する国内、県又は地方のクラブ、チーム、団体、リーグをいう。

「抜き打ち (予告なし)」(No Advance Notice)とは、「ドーピング・コントロール (Doping Control)」活動のうち、「競技者 (Athlete)」に対して予告を行わずに実施されるものであって、通知の瞬間から「検体 (Sample / Specimen)」提出までの間、「競技者 (Athlete)」に対して継続的に付添人が付くものをいう。

「国内オリンピックチーム (NOC Team)」とは、日本オリンピックチーム又は日本オリンピック委員会 (JOC) により選抜されたその他のチームをいう。

「全く過失も不注意も無い状態 (No Fault or Negligence)」とは、「競技者 (Athlete)」が「禁止物質 (Prohibited Substance)」もしくは「禁止方法 (Prohibited Method)」の「使用 (Use)」又は投与を受けたことについて、自分自身が知悉せず疑いも抱いておらず、かつ細心の注意をもってしても合理的な観点から知りえなかった旨を「競技者 (Athlete)」本人が立証している状態をいう。

「重大な過失あるいは不注意がない状態 (No Significant Fault or Negligence)」とは、事情を総合的に勘案し、「全く過失も不注意も無い状態 (No Fault or Negligence)」の基準を考慮した時に、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、「競技者 (Athlete)」本人の過失の度合いが重大なものではない旨を「競技者 (Athlete)」が立証している状態をいう。

「競技外 (Out-of-Competition)」とは、「競技会 (In-competition)」以外の「ドーピング・コントロール (Doping Control)」活動をいう。

「参加者 (Participant)」とは、「競技者 (Athlete)」又は「競技支援要員 (Athlete support Personnel)」をいう。

「人 (Person)」とは、ヒト、又は組織その他団体をいう。

「所持 (Possession)」とは、実際に物理的に所持している状態、又は所持していると推定される状態をいう。(この概念が認定されるのは、「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」を専ら自己の判断で自由に使用できる状態、又は「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」の存在に対する根拠或いは所有がある場合に限られる。) ただし、「禁止物質 (Prohibited Substance)」・「禁止方法 (Prohibited Method)」を専ら自己の判断で自由に使用できない場合や、「禁止物質

「**Prohibited Substance**）」・「**禁止方法 (Prohibited Method)**」の存在に根拠がない場合、「**禁止物質 (Prohibited Substance)**」・「**禁止方法 (Prohibited Method)**」の存在を承知しており実際に使用する意図があった時に限り、所持が推定される。ただし、アンチ・ドーピング規則違反を犯した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、所持の意思がなくなり以前の所持状態の放棄を立証できるような具体的な行為をとった場合、所持のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反は成立しないものとする。

「**禁止リスト (Prohibited List)**」とは、「**禁止物質 (Prohibited Substance)**」・「**禁止方法 (Prohibited Method)**」で構成される WADA リストをいう。

「**禁止方法 (Prohibited Method)**」とは、「**禁止リスト (Prohibited List)**」に禁止方法として記載された方法をいう。

「**禁止物質 (Prohibited Substance)**」とは、「**禁止リスト (Prohibited List)**」に禁止物質として記載された物質をいう。

「**暫定的資格停止 (Provisional Suspension) (Provisional Suspension)**」については、上記の「**アンチ・ドーピング規則違反の処置 (Consequences of Anti-Doping Rules Violations)**」を参照。

「**情報開示 (Publicly Disclose)**」又は「**一般報告 (Publicly Report)**」とは、本規程第 14 条（守秘義務及び報告）に基づいて事前通知を受けられる者の範囲を超えて一般人に対して情報を提供することをいう。

「**登録検査対象リスト (Registered Testing Pool)**」とは、各国際競技連盟及び「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」が別々に定めたトップレベルの「**競技者 (Athlete)**」リストのうち、当該国際競技連盟又は「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」の検査対象の選定・企画の一環として「**競技会 (In - competition)**」検査及び「**競技外 (Out-of-Competition)**」検査の双方を受ける「**競技者 (Athlete)**」リストをいう。

「**検体 (Sample / Specimen)**」とは、「**ドーピング・コントロール (Doping Control)**」用に採取された生体物質をいう。

「**署名当事者 (Signatories)**」とは、本規程に署名し本規程を履行することに同意した団体をいう。具体的には、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、「国内オリンピック委員会」(National Olympic Committee)、国内パラリンピック委員会、「主要競技大会機関」(Major Event Organization) 機関、「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」、世界アンチ・ドーピング機構などを指す。

「**改ざん (Tampering)**」とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を発生させること、結果の変更又は通常実施要領の抑止を目的として不適切な形で介入することをいう。

「**焦点を絞った検査 (Target Testing)**」とは、「**競技者 (Athlete)**」検査対象リストの中から特定「**競技者 (Athlete)**」又は「**競技者 (Athlete)**」層を一定期間にわたって検査対象と

して抽出する形で、検査を受ける「競技者 (Athlete)」を選ぶことをいう。

「団体競技種目 (Team Sport)」とは、「競技 (Competition)」を行う際、選手交替が認められる種目をいう。

「検査 (Testing)」とは、「ドーピング・コントロール (Doping Control)」活動のうち、検査対象の選定・立案、「検体 (Sample / Specimen)」採取、「検体 (Sample / Specimen)」の取扱、分析機関への「検体 (Sample / Specimen)」運搬が関係する部分をいう。

「不法取引 (Trafficking)」とは、直接的、間接的、或いは第三者を通じて「競技者 (Athlete)」等に対して「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を販売、供与、投与、輸送、送付、配送もしくは配布することをいう。ただし、正当かつ合法的な治療目的で「禁止物質 (Prohibited Substance)」を処方、投与、販売又は配布した場合は、不法取引に該当しない。

TUE (TUE : Therapeutic use exemption)とは、治療目的使用の適用措置をいう。

TUEC (TUEC : TUE Committee)とは、JADA により設立された TUE 委員会をいう。

「使用 (Use)」とは、「禁止物質 (Prohibited Substance)」又は「禁止方法 (Prohibited Method)」を塗布、摂取、注入又は摂取することであり、その手段は問わない。

WADAとは、世界アンチ・ドーピング機構をいい、1999年11月10日にローザンヌにてスイス市民規程と、WADA と契約を結んだ全「国内アンチ・ドーピング機関 (National Anti-Doping Organization)」に基づき制定された財団である。

「加盟団体」とは、JADA に加盟している競技団体をいう。

付 則

- 1) この規程は平成16年8月12日から施行する。
- 2) 平成16年12月3日一部改訂